

2016年7月20日

TPP交渉差止・違憲訴訟の会

TPP交渉差止・違憲訴訟 第5回口頭弁論期日 報告



国側から具体的な反論なく。裁判長は次回で審議打ち切りを宣言

2016年7月20日（月）、TPP交渉差止・違憲訴訟の第5回口頭弁論期日が東京地方裁判所103法廷において開かれました。

今回も、松本利幸裁判長は原告本人の意見陳述を一人2分ずつ認めました。しかし原告側の意見や問題点の指摘に対して、国側からはこれまで同様に具体的な反論は一切なく、「実質審議」が行われていません。

次回の第6回口頭弁論期日は11月14日に決まりましたが、裁判長は「事前に主張を見て、さらに立証を続けるのか、裁判所として検討する」と述べました。弁護団は、事実上「次回で結審すると言ったに等しい」（酒田弁護士）と受け取っています。

「日本の農家は奴隷になる」「TPPの最大のターゲットは医療」原告が陳述

弁論では、二人の原告が意見を述べました。まず、千葉県で農業を営む、さんぶ野菜ネットワーク農業組合法人の下山久信さんは、「多国籍企業が農地を買収して日本の農家が奴

隷になってしまうような状況だ。企業の農業参入などを推進する安倍政権の「攻めの農林水産業」は、日本の農業を衰退に導く、亡国の道だ」と訴えました。

また、北海道がんセンター名誉院長の西尾正道さんは、「米企業によるロビー活動の金額から見れば、TPP の最大のターゲットは医療だ。日本は厚労省の中医協が薬の公定価格を決めているが、TPP が締結されれば、透明性や公平性を確保しないということで、それが不可能になっていく。医薬品の価格が高騰すれば、皆保険制度の破綻を招く」と指摘。農薬や遺伝子組み換えについても、「日本独自の規制が難しくなり、国民の健康が守れなくなる」などと訴えました。

「金融資金の流出で貧困化が進む」「労働者の権利は守れなくなる」弁護団が主張

訴訟代理人の和田聖仁弁護士は、TPP のなかでもアメリカが最重要視しているとされる「金融サービス」章について主張。「各国政府によるマクロプルーデンシャル措置が、巧みな TPP 文言により事実上行使できなくなり、新たな金融危機を招来する危険性がある」と指摘。また、「アメリカ、ウォール街を中心とする勢力の日本に対する狙いは、ゆうちょ・かんぽ資金や、共済資金にある」とし、「こうした資金が日本国内から国際市場に流出すれば、日本社会のより一層の貧困化が進む」と述べました。

酒田芳人弁護士は、労働者の権利に及ぼす影響について主張。「TPP の締結により、労働者の権利・利益の保護という観点から設立された ILO（国際労働機関）の存在意義が失われる」と指摘。また、米国タフツ大学の TPP 影響分析で、日本の雇用は 7 万 4,000 人減少すると報告されていることから、「勤労権や生存権の観点からも大きな問題がある」と述べました。さらに、国内法の改悪により、解雇の金銭解決制度が導入など労働者の地位は不安定なものとなる方向にあり、そのなかで TPP が締結されれば、「日本政府は、十分な労働者保護政策を採ることができなくなる恐れがある」と主張しました。

「実質審議をするよう、裁判所にプレッシャーを」「第 3 次提訴で行政訴訟を検討」

弁論終了後の報告会で、副代表の池住義憲は「国側から内容的な反論、反証がほとんどない。内容に踏み込むとやばいのか、踏み込むだけのものを持っていないのかもしれない。裁判所に対して、ちゃんと実質審議をするよう、原告がプレッシャーをかけていくことが必要だ」と述べました。

辻恵弁護士は、「国側は『訴えの利益があるか』『原告の的確があるのか』という点しか述べず、憲法上の権利侵害などの原告の主張に対して、全く反論していない。これが裁判なのか、ということの切り口に、もう一度突っ込む論理を考え、裁判官を追いこんでいき

たい」と報告しました。

弁護団共同代表の岩月浩二弁護士は、「1回、2回で終わってしまってもおかしくない裁判を、しっかりと5回に渡って続けさせた力は、傍聴してくださっているみなさんの力だ。『次回で打ち切る』という裁判長の発言にはまだ含みがある。裁判所を説得するための論理の構築に全力を尽くす」と力を込めました。

弁護団共同代表で幹事長の山田正彦は、「我々の選択肢としては、裁判官の忌避もあり得る」と述べました。また検討中の第3次提訴について、「明らかになった TPP 協定の内容で、実被害が具体的に生じている人、生じつつある人を絞り込み、地位を確認する行政訴訟を行うつもりだ」と報告しました。



2016年7月20日

TPP交渉差止・違憲訴訟の会

TPP交渉差止・違憲訴訟 第5回口頭弁論期日 記録

※この記録は速記のため、実際の発言とは異なる場合があります。ご了承ください。

開廷

松本利幸裁判長 それでは開廷します。前回以降お出しいただいている関係の書面について。まず被告の5月31日付の準備書面(2)を陳述ですね。

被告 陳述します。

裁判長 原告から出ている代理人名義の原告準備書面14、17、18をそれぞれ陳述ですね。

酒田芳人弁護士(以下、酒田) 陳述します。

裁判長 それから西尾原告の15準備書面、下山原告の16準備書面をそれぞれ陳述ですね。

酒田 はい。陳述します。

裁判長 原告ご本人の陳述を希望されるということですね。時間との絡みで一人2分程度でお願いしたい。

辻恵弁護士(以下、辻) 全体で30分ぐらいか。

裁判長 原告本人の陳述は時間との絡みでお願いしていますので、一人2分でお願いします。

原告準備書面陳述

<原告第15準備書面>

西尾正道 書面に提出した内容を読んでいただきたいが、基本的には TPP の最大のターゲットは医療だと思っている。2013 年にタイムズ紙に載った 28 ページに渡る医療の特集によれば、ロビー活動をしている金額は、医療・製薬産業が 5,300 億円、軍事産業が 1,500 億円、エネルギー産業が 100 億円。この金額から見ても、医療がターゲットになっている。1985 年ごろから、アメリカは日本の医療市場に対して、特に製薬会社は自由化というものを強く要望してきました。

しかし日本の場合には、皆保険制度を守り、なおかつ厚労省の中の中医協を中心にして薬の公定価格を決めている。しかし今回、この TPP が締結されると、こうしたことが透明性とか、公平性を確保しないということで実際には不可能になっていく。日本で自由に公定価格を決めるということができなくなっていくので、とんでもない金額が医薬品にしても価格が高騰していく。最終的には皆保険制度の破綻ということになりますし、日米交換文書の中では、皆保険制度を見直すということまで掲げています。大変深刻な問題になります。

そのほかにも、TPP が締結されると、農薬や遺伝子組み換え農産物なども、ほとんど日本独自で決めるということができなくなります。例えば自閉症の原因として最も使われているネオニコチノイド系のものと言われていますが、そういうものも規制できなくなる。遺伝子組み換えも大変危険で、種子を遺伝子組み換えして種子を販売している会社の社員食堂では、全く食べていません。しかし、危険性をごまかして売り続けています。日本の食生活が大変危惧されますし、家畜のエサとして考えているアメリカとは違う。健康を守るという点で、食生活を含めて日本の制度を守るという点で、社会正義のために国民の公平性という観点から、司法できちんと判断していただきたいと思います。

<第 16 準備書面>

下山久信 千葉県のおさんぶ野菜ネットワーク農業組合法人の役員をしている下山です。また全国有機農業推進協議会の事務局長もしています。今日も農水省に行って、農薬村の解体の話をしてきた。いわゆる多国籍企業のモンサント、シンジェンタ、バイエル、ダウ・ケミカルが日本の農薬の全体を生産している会社ですけど、日本の農薬の会社の団体で農薬工業会というのがありますが、そこに農水省の消費安全技術センターという農薬を検査する部長が専務として天下りしている。これはどういうことですか。早急に改革をなさというのが、私の主張です。

今、モンサントは遺伝子組み換え推進、シンジェンタは中国の会社を買収されました。ダウ・ケミカルとデュポンが合併して世界で一番大きい会社になりました。その多国籍企

業の農薬会社が日本の農地を取得して、すでに実験農場で遺伝子組み換えの研究をやっています。企業の農地取得というものが国家戦略特区で認められたが、多国籍企業が農地を買収して日本の農家が奴隷になってしまうような状況になっている。

また、基幹的農業従事者が 175 万人、200 万人を割っているわけで、日本の人口の 1.6% です。輸入が拡大して食料自給率がどんどん低下することに対する対策が、残念ながら日本の農業政策にはないわけです。企業の農業参入を推進しているわけだが、技術のない企業、あるいは天候不順の中でも農産物を作っていく技術もないので、千葉県でもワタミやイオン、セブンファームなどいろいろやっていますが、ほとんど成功していない。従って、安倍政権の「攻めの農林水産業」というのは、日本の農業を衰退に導く、亡国の道です。そういう意味で、TPP には絶対に反対です。

<原告第 17 準備書面>

和田聖仁弁護士 TPP が金融サービスに与える影響について訴状に補充して主張します。TPP の原形である P4 協定にはなく、後にアメリカが参加したときに追加されたものが金融サービスと投資でした。アメリカがこの分野を重視していることを示すものです。

TPP の金融サービスの最大の特徴は、各国政府によるマクロプルーデンシャル措置が、巧みな TPP 文言により事実上行使できなくなり、TPP は金融危機の防波堤になり得ず、逆に金融危機を招来する危険性があります。このように、金融サービスは TPP 全体の中でも、最も重要な章です。この章のあり方次第では、次の金融危機の中身が大きく変わるともいわれています。

金融サービス章の中心は、第 11.11 条の例外規定であり、その規定に関するマクロプルーデンシャル措置とは、金融危機が起こった際に消費者や国民生活を守るために政府が行う金融安定化対策のことをいいます。1997 年に発生したアジア通貨危機に際して、マレーシア政府のマハティール首相がヘッジファンドに対抗してとった資本取引規制・固定相場制や、世界金融危機以降のアメリカのドッド＝フランク法などがその例です。ドッド＝フランク法とは、2010 年 7 月、オバマ大統領の署名により成立した、米国の金融規制改革法で、金融機関の説明責任と透明性を向上させることで金融安定性を促進し、「Too Big To Tail（大きすぎて潰せない）問題」を終わらせ、新たな金融危機を防止することを目的とする法律です。

このように、世界では世界金融危機以降、マクロプルーデンシャル措置がより重視されるようになってきました。この点、2015 年 11 月に発表された日本政府による本条の説明は、「本章等の他の規定に関わらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（マクロプルー

デンシヤル措置のこと)を採用し、または維持することを妨げられないこと等を規定」、とあります。わずか数行でした。しかし、第 11.11 条は、アメリカ通商代表部 (USTR) の TPP に関するテキストを分析すると、日本政府の説明と反対の見解になります。

第 11.11 条の第 1 項の本条の冒頭は、USTR のテキストを要約すると次のように書かれています。「締約国は、プルーデンシヤル理由に基づく措置の採用または維持を妨げられない。この措置には、金融機関または越境サービス提供者が受託者義務を負う投資家、預金者、証書保有者を保護するために、または金融システムの信認性、安定性確保のためのものが含まれる。もし同措置が本協定上の諸規定に合致しない場合、同措置は同諸規定の下での締約国の責務及び義務を回避する手段として用いられてはならない。」

本条の文章を分解すると、第 1 文でプルーデンシヤル措置が認められる体制をとり、第 2 文では同措置にはマクロとミクロの双方が含まれることがわかります。他方、第 3 文が重要ですが、その内容は同措置を躊躇させる内容となっています。この意味は著しく大きいです。すなわち、同措置はそれが TPP 協定上で締約国に課された義務を損なう場合には行使できないとしています。ここでの「課された義務」は、実際には著しく広範囲に及ぶものであり、結果的に同措置を断念にも匹敵する形で躊躇を決断させるに至るものです。

確かに、原則としては TPP の条文は同措置を認めるような条項になっていますが、しかし第 1 項の第 3 文等の結果、事実上、原則と例外がひっくり返され、結果としてプルーデンシヤル措置が断念させられるようになっていきます。これは日本政府の説明と反するものです。

TPP において、事実上、マクロプルーデンシヤル措置が行使できなくなると、自国の金融システムを守る規制が働かなくなります。TPP の根本思想は、資金の流れを、国境の壁を取り払い、阻害されることなく自由に流動させる新自由主義にあります。それは、ウォール街のメガ金融グループ、シティバンク、JP モルガンチェース、ゴールドマンサックスなどの願望が実現されたものです。この結果、各国に国際金融資金が流入してバブルを作り、収奪して出て行く弊害がよりいっそう強まります。加えて、再び金融危機が引き起こされる危険性も指摘されています。

アメリカの一般国民にもその影響は及び、ドッド=フランク法が形骸化され、金融システムが破壊される危険性があります。この点が、民主党の大統領候補に名乗りを上げていたバーニー・サンダース上院議員や、行動をともにしてきたエリザベス・ウォーレン上院議員らが TPP に強く反対している理由です。

このような TPP 金融サービス章に関するアメリカ、ウォール街を中心とする勢力の日本に対する狙いは、ゆうちょ・かんぽ資金・約 270 兆円、JA 共済の資金・約 50 兆円などの共

済資金にあります。共済については、実際、在日米国商工会議所（ACCJ）が意見書で提言しています。さらに日本企業の約 300 兆円の内部留保資金も、同勢力の日本に対する狙いとして視野に入っています。さらに年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の年金マネーや、日本銀行の金融緩和の資金の日銀マネーもターゲットに入っているという指摘もあります。

さらに、金融サービス章だけでなく、国有企業章を併せて読みますと、国有企業章の隠された真の意味は民営化でしたが、本年 2 月に来日された TPP 問題の世界的第一人者の国際研究者であるサーニャ・リード・スミスさんが一番驚かされていたのは、TPP の全体の付属文書Ⅳにおいて、実質的に唯一日本だけが留保を出していないということでした。

例えばアメリカでさえ、世界金融危機のときに話題になった連邦住宅金融抵当公庫（フレディー・マック）や連邦住宅抵当公庫（ファニー・メイ）という政府援助法人などを留保したり、ブルネイであれば、同国は石油の資源国なので、そのような産業を留保しているわけで、他国も全く同様ですが、しかし日本だけが一つも留保していないのです。日本でフレディマックなどに相当するのはゆうちょ銀行、かんぽ生命、日本政策金融公庫などですが、それについて留保がないということは、これらを民営化して、外国資本の傘下になっても構わないということの意味していると考えられます。

そして、これらの資金が日本国内から国際市場に流出すれば、日本社会のより一層の貧困化が進むことは必至です。そして、これらの共済資金、日本企業の内部留保資金、年金・日銀マネーが、アメリカから狙われているのは、まさに平成 17 年ごろに小泉純一郎総理大臣が進めた郵政民営化の背景にある年次改革要望書において、郵便貯金、簡易保険の資金がアメリカから狙われていたのと全く同様です。この年次改革要望書は、平成 5 年の宮沢・クリントン両首脳の合意を契機として、翌年、第 1 回年次改革要望書が作成・発行され、その後、同年から平成 21 年に廃止されるまで、15 年間にわたり継続されてきました。この間、通信、情報技術などの個別産業分野から一国の立法、行政、司法に及ぶあらゆる分野に関して、生々しい要求事項が羅列されました。

そして、上記の TPP 金融サービスの章における問題点は、それはアメリカの・ウォール街の狙いに鑑みても、その内容は郵政民営化による郵便貯金、簡易保険の資金の収奪という年次改革要望書の路線の延長にあり、また、そのバージョンアップ版とでもいうべきものです。それゆえ、TPP が実質的に日米 FTA といわれる所以です。このように、TPP はこれまでの年次改革要望書などの背景にある新自由主義、構造改革路線の集大成とでもいうべきものなのです。

＜原告第 18 準備書面＞

酒田芳人弁護士 本準備書面では、TPP がわが国の労働者の権利に及ぼす影響について、TPP 協定第 19 章「労働」を踏まえて、訴状に補充して主張します。

本章においては、国際的に認められた労働法令を執行すること、国際労働機関（ILO）の 1998 年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言並びに実施に関する措置（以下、「ILO 宣言」といいます）に述べられている権利を自国の法律等において採用・維持すること、労働法令についての啓発の促進及び公衆に関する関与のための枠組み、協力に関する原則について定められています。

ここでまず、TPP 締結前の労働問題と貿易自由化に関する議論について確認しておきます。まず ILO は、労働基準の国際的調和を進める国際組織として設立されました。その設立根拠の一つとして、労働基準の相違が産品のコストに反映し、国際貿易における公正な競争条件を妨げることがありました。

しかし、ILO は、貿易や投資に関連する国内法・国際条約において、特定の労働基準の充足を貿易自由化の条件とする社会条項に対しては、以下の理由から、最近まで消極的な姿勢をとってきました。

他方、社会条項の導入に積極的であった米国などは、GATT においても、労働基準に関する規定を導入することを何度か提案してきましたが、途上国は、労働基準に関する規定の導入に対し、労働コストの上昇により比較優位が破壊される等の理由から、一貫して反対してきました。このような反対があったため、GATT においては、社会条項をめぐる議論が進展を見せることはありませんでした。

また、米国などの先進国の一部は、WTO においても、GATT に引き続き、社会条項をめぐる議論を持ち込もうとしましたが、GATT と同様、途上国の強い反対によって、WTO で社会条項の問題を扱うことは見送られ、ILO での検討に委ねることとされました。

いま述べたように、ILO では、社会条項の問題を扱うことに消極的な姿勢を長年とってきました。その後、ILO では、WTO での議論を受け、貿易自由化の社会的側面に関する作業部会を設立し、貿易自由化とグローバリゼーションが社会と雇用に与える影響の検討を開始し、1998 年には ILO 宣言を採択しました。

しかし ILO 宣言は、あくまでフォローアップと技術協力を通じて中核的労働基準の履行を継続的に監視し支援していくという、ソフトな性格の手続きを採用するにとどまり、米国が求めていた労働基準の履行を貿易自由化の条件として通商制裁に結びつけるという社会条項の考え方を斥けたのです。

こうした流れの中で TPP が締結されることになりました。まず、TPP に労働章が規定され

たことの問題点について述べたいと思います。

まず、ILO の存在意義が失われるということについてです。ILO は、国際的に認められた労働法令について、協調するという観点から、労働者の権利・利益の保護という観点から作られたものですが、TPP の本章においては、本章の下で問題が生じた場合、他の締約国との対話及び労働協議をいつでも要請することができ、一定期間内に問題を解決することができなかつた場合、紛争解決章の規定に基づきパネルの設置を要請することができるという規定されています。

TPP の主目的は貿易自由化にありますので、労働基準をきっかけとして対話及び労働協議が開始された場合、貿易自由化の価値が労働基準の価値よりも優先され、ILO 条約のような国際労働基準にとっては望ましくない方向で妥協が成立してしまう恐れがあります。

また、紛争解決章に規定されたパネルにより、国際労働基準違反か否かの判断がなされる場合、パネルは国際労働基準についての専門的知識が必ずしも十分ではありません。パネルが、ILO と異なる独自の判断をし、しかもそれが国際労働基準についての判断だということになれば、労働基準の設定や実施の監視という ILO の存在意義がさらに失われてしまうこととなります。

また、投資章で規定された ISDS 条項によって、投資受入国の労働基準によって損害を被ったと主張する投資家によって、仲裁廷の判断が求められる可能性も考えられます。この場合も、仲裁廷の判断がなされる際、前記のようなパネルの判断がなされる場合と同様に ILO の存在が失われてしまうという問題が生じます。これにより、労働者の権利の保護が十分でなくなることがあるということです。

次に、TPP により雇用が失われる恐れがある点についてです。米国タフツ大学の世界開発環境研究所が本年 1 月に公表した TPP の影響分析の報告書によれば、TPP 発効 10 年後には、日本の GDP は 0.12% 減少し、雇用も 7 万 4,000 人減少するとされています。このように、多くの人の雇用が失われることは、勤労権や生存権の観点からも大きな問題があります。

次に、労働者の地位が不安定になることについて述べます。平成 26 年ごろから現在に至るまで、日本では米国の意向を受けた解雇の金銭解決制度が導入され、労働者の地位は不安定なものとなる方向に進んでいます。また、解雇の金銭的解決制度が導入された場合であっても、その制度の内容が、補償金の水準が高いなど、グローバル企業にとって不十分なものとされれば、グローバル企業から投資章で規定された ISDS 条項を根拠として、仲裁廷の判断が求められる可能性があります。

すると、解雇の金銭的解決制度が導入されるのみならず、その補償金額も低く定める仲裁判断に従わざる得なくなるなど、ますます労働者の地位が不安定となり、雇用が失われ

る恐れがあります。実際に、近時、フランスの企業が、エジプト政府が最低賃金を上げたという理由で、ISDS 条項に基づき、エジプト政府を提訴したという事例もあります。

このように、労働者保護のため、国内の政策として最低賃金を上げることでさえ、グローバル企業の利益に反すれば、ISDS 手続きの対象となるため、日本政府は、十分な労働者保護政策を採ることができなくなる恐れがあります。

次に、保護主義のために労働基準違反が問題とされる恐れがあることについて述べます。本性においては、各締約国は、自国の法律等において ILO 宣言に述べられている権利を採用及び維持すること、並びに、最低賃金、労働時間等の労働条件を規律する法律等を採用及び維持することが規定されています。

しかし、本章で定められた労働基準に関する違反は、ILO 宣言に述べられている権利以外で、その他の遵守すべきとされている労働基準の内容は明確でなく、原因と結果の間が間接的であって、貿易制裁発動のきっかけを広くとることができ、保護主義の色彩が極めて強いものといえます。

例えば、輸出補助金の場合、貨幣価値で計ることができると同時に、それによって輸出価格に直接的影響があることは明白です。これに対し、労働条件の場合は、例えば強制的、差別的な雇用があったとしても、そのことがどの程度輸出価格に反映するかは数量的に計算できません。にもかかわらず、このような間接的な違反を口実に、貿易上の制裁を与えることができなることとなり、保護主義を意図して、労働基準の違反が問題とされる恐れがあります。

最後に、TPP の正統性について述べます。経済的規制の国際的調和を図る際には、利害関係者が納得を得られるような正統性を確保することが必要です。TPP における国際的調和作業は、少数の規制当局の担当者と専門家によって進められ、規制の対象となる経済主体である企業、労働組合、消費者などが国際的調和作業に関与することが認められず、全く情報を得ることができませんでした。他方、一部の国際的大企業が交渉プロセスへの関与を認められたわけで、国際的調和交渉は密室で行われたのです。

また、TPP の交渉過程において、経済規制の国際的調和交渉を米国が強力に主導することで、他の国の多くは、実質的に交渉の場で主体的に関与することが困難でした。このように、密室かつ米国主導で経済的規制の国際的調和を図るための交渉が行われた TPP は正当性を欠いており、このような形で正統性がない TPP において労働基準を問題とすることも、やはり正統性がないといえます。

今後の進行

裁判長 被告にお尋ねしますが、今日、陳述された書面の他に、現時点で被告の方で主張されることはありますか。

被告 現時点で、今回の書面に呼応した反論は考えておりませんが、原告からさらに書面が出た場合は、対応をさらに検討します。

裁判長 原告の方の予定としてはどう考えていますか。

酒田 前回の期日で説明した意見書の通り、今年2月の署名で示された TPP の正文を踏まえて全体的な主張の補充を検討しています。具体的には、規制のコヒーランスや漁業、越境サービスなどについて補充を予定している。次回の期日を設定いただければ、それまでに TPP に関する具体的な論点は大体完了する予定です。

裁判長 今お聞きしたことも踏まえて、裁判所としては、これまでの双方の主張立証、今の予定をお聞きしたところも踏まえて、次回期日前までに原告から提出いただいた書面も検討した上で、これまでの主張立証、今回以降のものも踏まえて、弁論を終結して判断をするのか、さらに主張立証をしてもらおうのかを検討したい。次回期日は設けますが、その前に提出期限を切っていただいて、その時点で作せるものは出していただいて、裁判所はそれを検討したうえで期日に望み、判断結果を踏まえて進行を考えたい。これについてご意見はありますか。

辻 それが10月末になるのか、次回までの期間はどれぐらいいただけるかによりますが、先ほど被告の話では、それを見て反論することもありうるという話がありましたので、反論が出れば、我々としては、それに対する再反論を含めて検討したいと思いますので、終結か否かの裁判所の判断に当たって、我々のもう一段の意見なり主張なりの反論の機会は、当然いただけるよう検討いただきたい。

裁判長 それは原告の主張を拝見して、その時点で判断させていただきたい。

辻 というと、もう1期日入れるのかどうかとか、それについてどういう。

裁判長 次回期日までに裁判所で検討した結果を次回期日でお伝えするということです。必ずしも、次の反論の機会が必要かどうかも含めて裁判所で判断します。

辻 それについては、追加して意見書を出すこともありえますので。

裁判長 追加して出されたものは、それまでに出了たものはすべて拝見するつもりです。期限についてですが、補充の意味でおっしゃったものはいつまでにいただけますか。

辻 従前に立証計画を出していますから、立証準備について、証人尋問を誰と誰という具体的な計画を検討して出したいと考えていますので、今の話では、弁論手続きを準備書面の総括のうえでということになります。

裁判長 訴状の補充の準備書面を拝見して、さらに主張立証をしていただくのか、判断させていただくのかを裁判所は検討する。

辻 その判断に当たって、それ以前にこちらの立証準備を出した方がいいということか。

裁判長 主張を見て、その後の主張立証をしていただくのかどうかを判断しますので、先ほどおっしゃった補充の準備書面を出していただければ、裁判所としては結構です。

辻 ですから、こちらからは具体的な証人申請書を出したいと思っていますので。

裁判長 出されるのであれば出していただいて結構ですが、そんなに長くそれを理由にしていたかかないで、今までと同じようなスパンで出していただきたい。

辻 書面をですね。

裁判長 いつまでに出していただけますか。

山田正彦弁護士共同代表(以下、山田) その前に私から。次回までに我々としての立証計画を出したい。

裁判長 裁判所としては、先ほど申し上げた通りで、進行次第をどうするかは申し上げた通り。

山田 次回までに主張、その後に証人尋問という立証計画をと考えていた。

裁判長 原告の希望の進行は受け止めますが、裁判所としては先ほど申し上げた通りです。提出いただける期日をおっしゃっていただけますか。

辻 正文の検討も含めてやりますので、10月末まで。

裁判長 もう少し早くしていただけますか。10月半ば、17日ぐらいまでにはお願いできませんか。

辻 では10月18日でもよろしいですか。

裁判長 では18日に。11月14日（月）14時半に期日は入りますか。同じ法廷です。原告は10月18日（火）までに書面を提出いただきたい。それでは閉廷します。

2016年7月20日

TPP交渉差止・違憲訴訟の会

TPP交渉差止・違憲訴訟 第5回口頭弁論期日 報告集会

「裁判所は次回で終わりにすると言ったに等しい。法律的に逃げられない戦術を練る」

TPP交渉差止・違憲訴訟の会
訴訟代理人・弁護士 酒田芳人

本日は、原告からいくつかの書面を提出しました。原告の西尾さんの医療、下山さんの農業に関する書面、弁護団からは金融サービスと労働に関する書面を提出しました。そうした書面を提出した後、裁判所から次回の期日までに原告はさらに追加して補充して書面を提出した後、裁判所はそれ以上の主張立証をやってもらうかどうかを、次回の期日で判断するという言い方をしました。これは暗に、場合によっては次回の裁判所で終わりにしますよと言ったに等しいです。



次回、どういった主張をするかを検討しなければならないが、これまではTPPの問題性を議論してきました。これらについて、国側はほとんど全く議論していません。医療や農業についてはこういう手当をするから大丈夫だと言えればいいのに、そういうことを全く言いません。言う都合が悪

いかもしれませんが。裁判所としても、TPPの中身について国側が何も議論しないというなら、裁判所としてはこれ以上続けていても仕方ないという流れになっています。

原告の戦術としては、まだ議論を補充したい点もありますし、専門家の意見書も出したいですし、TPPで被害を受ける原告の証言をさらに出していきたいと思いますので、それを実現するために、法律的な意味で国が逃げられないような、国がさらに反論しないといけなような戦術を練って、次回に臨みたいと考えているところです。

次回の予定は10月半ばに原告は書面を提出し、次回の期日は11月14日月曜日の14時30分からの予定ですので、ぜひご参集いただければと思っています。

「TPP によって、自国の規制ができる社会ではなくなる。健康問題はさらに深刻になる」

北海道がんセンター名誉院長

原告 西尾正道

たった2分しかしゃべらせていただけなかった。もう少し、社会正義のために裁判所は判断してくれとしか言えないですよ。

遺伝子組み換えというのはとんでもなく危険な技術です。子宮頸がんワクチンが問題になったのは、遺伝子組み換え技術で作ったからなんです。今までのワクチンというのは、弱毒化ワクチンか不活化ワクチンの二つ。ところが子宮頸がんのワクチンだけは、遺伝子組み換えの技術を使っていて、なおかつ効果を高めるためにアルミニウムのようなアジュバントを加えて作っているんです。だから予期しない障害が出ている。



僕は15年前から、日本でがん治療の放射線治療がうまく使えないということで、市民のためのがん治療の会というのをサポートしてきました。いまリタイア後は顧問になっています。去年以降、いくつかの原稿を書いています。これは全部ホームページで見ることができます。

その中に「がん医療の今」というところがありますので見てください。その中でTPPがもたらす医療と日本人の健康問題というのを掲載しています。今日の裁判の準備書面の参考資料として添付しました。これは北海道医師会の雑誌に投稿したものです。これを読めば、いかに日本の医療が深刻かということがよくわかります。

がんが増えていると言っても、1945年からなんです。大気中の核実験で放射線が海洋にバラまかれたのを私たちは食べているわけなんです。それ以降は化学物質が絡んできます。私が医者になった頃は、60代からが死因のトップががんでしたけれど、今は40代からトップががんです。日本の社会はとんでもなく深刻で、40代以下の死因のトップは自殺です。とんでもない社会です。100万人を超えます。医療費は40兆円を超えます。政府

が一番資産を持っている 60 代の人たちからどうやって医療費を取り上げようかということで、安倍首相は画策している。TPP はのり弁当ということで、いかに不都合なことが書かれているかということです。

実際に脅かされることとしては、女性ホルモン入りの牛肉を食べて、ホルモン関連のがんがこの 40 年で 5 倍になっています。日本では乳がんがトップになりました。男性では前立腺がんがトップです。卵巣がん、子宮体がんがどんどん増えている。これはアメリカの牛肉が女性ホルモンを投与して 1 割生産性を上げるために起きている。抗生物質入りのエサで人間が肺炎を起こしても効かないという問題が出てくる。遺伝子組み換えの問題もある。人工甘味料も明らかに人体に影響があります。男性で言えば、元気な精子が 4 割減っちゃう。草食系の男子が増えているというのは、食生活のなかで、生物として劣化しているという問題です。

TPP の問題というのは、「昔戦争、いま TPP」。企業が利益を得るために仕掛けられているのが TPP です。面と向かって戦争はできませんので、経済戦争として仕掛けられているのが TPP だということです。アメリカの属国、経済的植民地になると言っていていいでしょう。これだけ価値観の違う国がアメリカナイズされていいことはありません。弱肉強食、大きいことはいいことだ、性悪説に則って社会づくりがされています。日本の場合は、ある程度お人好しで、性善説を根拠にして、ある程度は協調社会をどう作るかということをしてきたわけですが、これが通用しなくなります。

2013 年にタイムズ誌に載った特集で、米国のロビー活動費を見れば、常識がある人が見れば何がターゲットになっているかわかるはず。医療産業が 5,300 億ドル、軍事産業でさえ 1,500 億ドル、エネルギー産業が 100 億ドルです。医療がターゲットなんです。日本の皆保険制度、現物支給でフリーアクセスで自由に病院に行けるというのがいずれ破綻します。アメリカでは病気になった時に、まず保険会社に電話をかけ、「どこの病院に行けばいいですか」と聞かなければならない。こういう医療が日本にもやってくるでしょう。

もう一つは、医療が営利目的のターゲットになるということです。いま日本の法律では、営利目的で医療をしていけないということが書かれています。しかし、こういうことが通用しなくなります。実際に 1985 年頃から、医療市場において経済原理を導入し、市場開放を求めてきました。年次改革要望書は 2001 年、2011 年にはアメリカ通商代表部がガンガン言って、新薬の値段が高くなり、それを維持できる仕組みを作るということをやってきました。日本は中医協で薬の公定価格を決めていましたが、これができなくなります。これがアメリカの製薬会社によって、日本の厚生省が決めるのは公平性も透明性も担保されていないということで、訴えられます。恐らく日本の政府が公定価格を決めるということは

できなくなります。

最終的に日本の医療費はバカ高くなります。特に医薬品が中心です。今でさえ、貿易収支は3兆円を超える赤字です。このなかで、混合診療の解禁に向けて、患者申出療養制度が始まりました。「この薬を使いたい」と患者が申し出れば、2週間ぐらいで「いいですよ」と許可が下りるが、それは混合診療で、自分で支払いなさいという仕組みです。去年、安保健法が騒がれていた時の国会で、入院費の初期費が260円から360円になり、来年は460円になるというように、医療費が上がっていく。なおかつ混合診療の仕組みが作られていきます。それがTPPに向けた対応であるわけです。

最近では、オプシーボという薬ができました。1回、60kgの人であれば130万円かかります。それを2週間に1回使いますから、年間26回で3,500万円かかります。5万人の肺炎の患者が使ったら2兆円飛びます。いま40兆円の医療費のうち、半分は人件費です。あと4分の1は薬剤費なんです。こういうなかで薬一つで2兆円使ったらどうなりますか。C型肝炎の特効薬が出ましたが、12週間投与して600万円です。抗がん剤のオプシーボはメラノーマ悪性黒色腫の5年生存率が17%から34%になったということで、効果はあるが治るわけではない。こういうものが医療費を食っているわけです。僕が医者になった40年前は、一月の抗がん剤の値段は数千円でした。1990年代にヒスタチンのような薬が出てきて数万円になりました。2000年代になって分子標的治療のイレッサなどは数十万円になりました。ところが3年前から出たオプシーボのような薬は1ヶ月に数百万円になりました。この40年間で桁3つ違っている。TPPになったら、これがそのまま売られます。まさに製薬会社の言いなりになって薬代が決められ、お金持ちしか受けられません。政府もこれを保険診療にはできません。もう保険財政が破綻してしまいます。ですから、医療格差が生まれる状態に確実になります。

農薬というのは枯葉剤から出てきたんです。あれは薬ではなく、毒そのものなんです。本体はまさに枯葉剤の延長で毒性を緩め、より浸透性を高め、効果を高めたものです。モンサントはもともと核兵器開発にもつながっています。ベトナム戦争のときに枯葉剤を提供しました。会社の重役と行政の高官が回転ドア人事で許認可を握り、大企業が儲かる仕組みで金儲けのために動いています。ポストハーベスト農薬も非常に緩和されています。ネオニコチノイドがやばいのは、非常に浸透性が高いという点です。根に入ると、茎を伝わって実にも入り、私たちは気づかぬうちに食べているわけです。洗っても落ちないんです。この農薬の基準値は、日本ではEU、アメリカ以上にとんでもない規制値です。農薬の使用量に依存して、自閉症の患者が増えています。日本と韓国はダントツに多い使用量で、自閉症も増えています。脳科学の領域では、人間の脳細胞の間の神経伝達物質である

アセチルコリンやグルタミン酸の作用を阻害して、脳の発達障害を起こすということが証明されています。ミツバチが激減しているのは、帰巢本能が侵されているから。こういう社会が起きています。アメリカの小児学会は、この農薬が自閉症の原因であると議会で報告し、規制せよと提言している。ヨーロッパでは2013年から規制を始めました。日本だけです、逆に規制を緩めているのは。TPPになったら日本独自の規制というのはできなくなるわけです。遺伝子組み換えもそうです。この農薬は最近では、発がん性もあるということが論文で出てきました。アルツハイマーやうつ病の原因にもなるという健康障害の報告が出ています。

遺伝子組み換えについては、フランスのセラリーニ教授が実験をやりました。ラットに農薬入りのエサ、遺伝子組み換えだけのエサ、両方入ったエサ、両方入っていないエサの4グループで比較すると、農薬入りだけでも、遺伝子組み換えだけでもアウトでした。4ヶ月目ぐらいから代謝組織の腎臓がんや肝臓がんが発生しています。人間でいえば35歳~40歳ぐらいです。晩年は高率がんが発生します。こういう実験はほとんど報じられません。これが現実です。

遺伝子組み換えはついに動物にも使われ、普通の鮭よりも何倍も早く大きくなる鮭が生まれました。これは海洋の生態系を壊すでしょう。こんなことだけでなく、不都合なこと、人体に問題のあることが、科学的に何も研究していないのです。モンサントも実験はやっているが3ヶ月しかやっていない。4ヶ月目から異常が起きているわけです。それで書類審査だけでOKしている。遺伝子組み換えも日本では規制できなくなります。新聞には絶対に載せません。

いま我々は、食べ物を通じて喘息やアレルギーが増え、難病が多い時代にいます。日本の場合は放射性物質、化学物質が絡み、多重複合汚染の状態です。これは高率に相乗的に発がんを引き起こします。まさに「総がん罹患社会」になろうとしています。自分たちの国のせめて政治家をちゃんと選んで、きちんと規制できる社会でなければならない。TPPが締結されるとそれができなくなる。自国の規制をしようというのができなくなるということです。健康問題が深刻に起こってくると思っています。

「このまま行けば、多国籍企業に蹂躪されて、植民地のようになるのではないか」

さんぶ野菜ネットワーク農業組合法人

原告 下山久信

自民党の農林部会長が小泉進次郎さんになり、小泉プロジェクトが2月初めに自民党本

部に呼ばれて、「好きに話していいよ」というので、農薬村の解体の話をしました。農薬の原体は遺伝子組み換えと農薬を作っているモンサント、シンジェンタ、バイエル、デュポン、ダウ・ケミカルが押さえている。日本の農薬会社はそれを買って製造しています。農薬工業会という団体があり、農水省の独立行政法人の消費安全技術センターの元農薬検査部長だった人がその専務理事になっている。これは癒着そのものなんです。農水省は、日本の農業を有機農業や環境保全型農業の推進に対して一貫して否定的なんです。

日本で土壌消毒を作っている会社の実験農場が富里にあったのですが、その会社が茨城県の結城市にあるバイエルの6ヘクタールある土地に移転するので、「下山さん買いませんか」と言われた。すると、その土地を登記したときに会社の名前が載っている。日本では会社が農地を取得できませんが、特例があって、農地法の施行令第6条イに「農事私領」という名目で株式会社が農地を所有できることになっている。茨城県ではバイエルやダウ・ケミカル、デュポン、千葉県ではシンジェンタが農地を所有して、遺伝子組み換えの研究をしています。

日本で第3位の種苗会社、みかど共和はフランスの会社を買収されました。サカタのタネ、タキイ種苗も大きいですが、サカタ種苗はひょっとしたらモンサントに買収されるかもしれないと噂されています。TPPの推進のなかで、種を押さえられるという問題が出てくるのではないのでしょうか。



もう一つは、国家戦略特区で兵庫県養父市では企業が農地を取得できるようになりましたので、多国籍企業が農業に参入してくる可能性があります。政府は輸出すればなんとかなると言っていますが、輸出額7,500億円のうち、農産物はたったの5%しかありません。米や野菜、果物、その他は何かといえば、木材、真珠、酒、魚、畜産です。このまま行けば、多国籍企業に蹂躪されて、植民地のようになるのではないかと。本当にやばい状況、大変な事態だと私は思っています。農業被害がひどいので、鳥獣被害がひどくなっています。千葉県の八街でもイノシシやハクビシンが出ています。地方は農業が荒れ果てていきます。

秋の臨時国会で TPP の問題が明らかにされず、すんなり承認されたら、日本の国が減びると思います。それが私の思いです。

「実質審議になっていない。国側が反論するよう、裁判所に実質審議の要求を」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会
副代表 池住義憲

今日は前回の口頭弁論の後と比べると、少し重苦しい空気があります。酒田弁護士から報告があった通り、次回の 11 月 14 日の第 6 回口頭弁論はやるが、それまでに、原告の方で主張したいこと、訴状を補充する形での書面、TPP 協定全文が出たことでの問題点を明らかにした書面などを「10 月 18 日までに提出してください」ということです。



それ以外にも、「意見書があれば出してください」と。それを受け取って、その内容によって、裁判所で今後の進め方を判断するということでした。証人尋問をすとかしないとか、さらに原告の主張を補充する口頭弁論の期日設けるかどうかには一切触れず、主張が出揃ったと裁判所が判

断すれば、弁論を終結するという含めて検討するということでした。酒田弁護士が「これは実質的に終結宣言に等しい」と言われたように、私もそう感じました。

国側がどうかというと、今日は 8 人ぐらいいましたが、何を言ったか。最初、「陳述しますか」と問われて「はい、陳述します」、最後に「これでよろしいですか」と問われて「はい、よろしいです」と、それぐらいいしか言っていません。内容的な反論、反証はほとんどありません。内容に踏み込むとやばいのか、踏み込むだけのものを持っていないのか。原告の皆さんが言っていることはその通りと思っているのかもしれない。

これは、自衛隊イラク派兵差止違憲訴訟の時も同じでした。「主張しているあなた方の訴えの利益はない」というものでした。TPP についても、「そもそもその要求そのものが、訴えの利益がないのではないか」という姿勢が最初からありました。訴訟の会の会員が 5,000 人で何ができるのでしょうか。例えば裁判所に対して、署名を集めて裁判所に届けるという

のも一つだと思います。これまで、国側の反論が全くありません。私たちの主張に対して被告が直接反論し、それに対して再反論をする。これを実質審議と言いますが、今回の裁判では実質審議がありません。裁判所に対して、ちゃんと実質審議をするよう要求することが必要です。

「次回打ち切りにはまだ含みがある。裁判所を説得する論理の構築に全力を尽くす」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会

弁護団共同代表 岩月浩二

第4回、5回まで裁判が継続してきたことをまず評価しなければなりません。裁判所としたら、今回で終わってもおかしくはありませんでした。TPP とは何かという前の段階で、被告からは裁判所の具体的な事件として扱うのに足りる性格のものではないという反論がずっとなされています。要は門前払いをしなさい、中身に立ち入る必要がないということを言い続けています。だから実質審議に入らないという状況なわけです。

裁判所としては、被告の言うことは理解しやすいことです。裁判所は具体的な事件を裁く場として役割を限定していますので、訴訟になるのかならないかという主張さえ尽きてしまっていれば、いつ終わってもおかしくないという状況でした。それをあえて、時間をとって検討すると言ったわけです。



「結審するかどうか、今後の進行を含めて、書面を見た上で検討する。検討するから締め切りを守れ」と言ったわけです。そこにはまだ含みがあります。99%、次回で終わらせる、けれど検討すると言ったわけです。

弁護団としては、裁判所を説得するための論理を短期間でどう組み立てるかということに全力を尽くします。1回、2回で終わってしまってもおかしくない裁判を、しっかりと5回に渡って続けさせた力は、膨張してくださっているみなさんの力です。

「裁判所に様々な面からプレッシャーをかけ、国民の力で追い込んでいくことが大切」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会
訴訟代理人・弁護士 辻恵

次回で9分9厘、打ち切ってくると思いますが、含みを持たせるような言い方をせざるをえなかったところまで、裁判官を追い込んでいるとも言えます。裁判の攻防を巡る要素は、事件自体の直接性、社会性、これまでの判例や論理があります。それに訴訟の攻防について、原告団と弁護団の力関係、また裁判官が社会の中でどんなプレッシャーを受けているかにもよります。裁判官は、法定外、マスコミからの声というのも気にします。事件によってそれらの要素の比重が変わってきます。



今回の場合は、事件の直接性から言うと、行政についての差し止めはあり得ないという点で極めて難しい。論理の点でも難しい。しかし、社会性という点からすると、これを簡単に終わらせてしまっているのかというプレッシャーを裁判所自体が感じているだろうと思います。逆に、実質

審議に入れば、国側から目をつけられて、裁判官として出世できなくなるというプレッシャーもあるだろうと思います。

一つは、裁判所を、ただ司法の中だけでなく、国民の力で追い込んでいくということが必要です。かつて冤罪事件で、松川裁判闘争で「松川大行進」ということで全国から行進と署名が集まり、無罪判決に辿り着いたという面もありますので、署名など国民の思いで追い込んでいくことは大切です。

もう一つは、通常の裁判はこちらが出した書面に対して、相手側が認否して、議論をしようわけです。しかし今、国側は「訴えの利益があるか」「原告の的確があるのか」という点しか言っていません。事実関係、憲法上の権利侵害などの主張に対して、全く反論していません。これが裁判なのか、ということの切り口に、もう一度突っ込む論理を考えたいと思います。訴訟戦術としても、裁判官をどう追い込んでいくかということを考えていきます。

「裁判官の忌避もあり得る。第3次訴訟は、行政訴訟を検討している」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会
幹事長・弁護団共同代表 山田正彦

私は、裁判官の忌避もあり得ると思っています。私たちは書面による主張を次の回で終わり、次の段階で立証に入りますので、当然、証人を用意しなければなりません。その機会を与えないということは、裁判官の裁判指揮に問題があるのではないか、ということも含めて忌避なども考え



なければなりません。ただ、今まで5回、6回と意見を聞いてくれたわけですので、弁護団でも検討します。イラク訴訟の時は二審で勝ちましたので、控訴ということもあり得ます。まずは次回までに、どこまで主張を尽くせるかということを中心に検討します。

また、弁護団ではこの半年、憲法学者の木村草太さんや小林節さんなどの意見も聞きながら、まだ600人いる原告団の中で、実被害が具体的に生じている人、生じつつある人を絞り込み、例えばこれまで安全な食を食べ、安く行き届いた平等な医療を受け、また安心して農業を営んでいた人々の地位を確認する行政訴訟を検討しています。その当事者をこれから探していきたいと思います。そのためには、具体的にわかったTPPの内容で、本当に被害を受ける当事者適格があるという方がいましたら、弁護団に教えていただきたいと思います。